

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 18 日から 48 年 3 月 5 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務し、昭和 48 年 3 月、結婚準備のため会社を退職した。記録では当該期間に脱退手当金が支給されたこととされているが、脱退手当金について会社からは何も説明が無かったし、自分で請求したことも無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人の前後合わせて 100 人の女性の厚生年金保険被保険者記録を見ると、脱退手当金の受給資格要件を満たす者は 39 人で、このうち、オンライン記録において脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人を含め 2 人と少ないことから、事業主による代理請求があったとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算対象とすべきところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、申立人は前職において、社会保険を含む事務に従事し、厚生年金保険に関して関心があった旨供述していることを踏まえると、申立期間の前に約 3 年 5 か月間勤務した事業所の被保険者期間分の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 29 日から 42 年 3 月 2 日まで

私は、昭和 35 年 10 月 17 日から 42 年 3 月 2 日まで、継続してA社で勤務していた。年金受給の手続をするため社会保険事務所（当時）に行ったところ、厚生年金保険被保険者期間の一部である申立期間について脱退手当金が支給されているので厚生年金保険の被保険者期間とはならないことを初めて知ったが、私は脱退手当金について請求手続をした覚えは無く、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間以前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている2回の被保険者期間は、同一会社内の事業所である上、申立期間とは同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、オンライン記録上の脱退手当金の支給額は17,969円とされているが、所定の計算に基づき算出すると17,959円となり、10円の相違がみられ、その原因は不明であることから、適正な事務処理がなされていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 2 日から 41 年 10 月 20 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間について、昭和 42 年 10 月 6 日に脱退手当金を受け取ったこととされているが、受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、提出日の記載が無いが、昭和 42 年 5 月 30 日にB社会保険事務所（当時）において、同年 9 月 21 日にC社会保険事務所（当時）において受付されたことを示す表記が確認できる上、同裁定請求書の「現在、厚生年金保険または船員保険の被保険者ですか」の問いに対し、「被保険者である」と回答していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 42 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、D事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、脱退手当金の受給権は、旧厚生年金保険法第 72 条により、受給権者が被保険者となった時は消滅することとされている。このため、脱退手当金の請求から支給決定までの間に厚生年金保険被保険者資格を再取得していたことが判明した場合には、脱退手当金の受給権が消滅することから、これを取り消すこととされ、申立人が前述の脱退手当金裁定請求書を昭和 41 年 10 月 20 日から 42 年 3 月 31 日までの厚生年金保険未加入期間中に提出した場合、及び昭和 42 年 4 月 1 日から同裁定請求書の受付日である同年 5 月 30 日までの厚生年金保険加入期間中に提出した場合のいずれにおいても、申立人の申立期間に

係る脱退手当金の受給権は消滅するか又は発生しないことから、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 21 日から 36 年 6 月 1 日まで

私は、A社では、事務業務に従事していた。母の看病を理由に退職したが、脱退手当金を受給した記憶は無く、請求したことも無いと思うので、脱退手当金を受給したこととされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人がこれを失念して請求するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 37 年 1 月に近接する同年 3 月分の国民年金保険料を現年度納付しており、以後、60 歳到達まで国民年金保険料を完納していることを踏まえると、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月

私は、平成13年1月から同年7月まで求職中であったが、国民年金保険料には特に注意し、定期的に納付していたにもかかわらず、当該期間のうち、申立期間のみが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、平成15年に係る年末調整資料として同年に勤務していた事業所に提出した、平成13年1月から同年6月までの国民年金保険料の納付書・領収（納付受託）証書が存在し、当該期間の国民年金保険料を15年2月から同年7月までの各月に一月分ずつ納付していることが確認できるところ、仮に申立期間の保険料を納付していたのであれば当該年末調整資料として申立期間の納付書・領収（納付受託）証書が添付されるべきであるが、申立期間に係るものが添付されておらず、前述の事業所が作成した「給与資料」における年末調整時の保険料控除申告書の社会保険料控除額欄にもオンライン記録と一致する6か月分の同年保険料のみが記載されており、申立人もこのことについては認識していたものと考えられることから、申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその元妻は、申立人の国民年金保険料の納付等についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月から同年 7 月まで

私は、A社に入社した平成 5 年 8 月から、退職した 12 年 7 月末までの期間において、給料が大幅に減額となった記憶は無い。

しかし、年金事務所の記録では、平成 12 年 1 月から申立事業所を退職する同年 7 月までの 7 か月間における標準報酬月額が、当該期間前の標準報酬月額に比べて低い記録となっている。

実際に支給された給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

A社における申立人の雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額により、平成 12 年 2 月から申立人が申立事業所を退職する同年 7 月末までの 6 か月間の平均賃金日額が 1 万 2,951 円であることが確認でき、当該賃金日額を月額に換算した金額はオンライン記録における申立期間の標準報酬月

額（22万円）とは大きく相違していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人と同日付けで標準報酬月額の変更が行われている同僚8人のうち7人について、申立期間前の標準報酬月額と比べて低い標準報酬月額が記録されていることが確認でき、当該7人のうちの1人は、事業主から、実際の給与支給額は変更しないものの、給与台帳上の支給額を減額するとの話があった旨供述しているところ、当該同僚が所持する申立期間の一部（平成12年2月及び同年7月を除く。）に係る給与明細書及び申立期間に係る給与振込通帳において、当該期間については給与明細書に記載されている金額よりも高い金額が振り込まれていることが確認できる上、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書、源泉徴収票等の厚生年金保険料の控除額等が確認できる資料を所持しておらず、A社も、申立期間に係る賃金台帳等の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立期間について、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 62 年 1 月まで

昭和 56 年 3 月から 62 年 2 月までの期間、A 社で勤務し、その勤務期間のうち、56 年 5 月以降の期間に係る給与額をメモに記録していたが、申立期間の給与額が年金事務所の記録上の標準報酬月額と異なっているので、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（昭和 56 年、57 年、59 年及び 60 年分）及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立期間のうち、資料が保管されていない昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月までの期間を除く期間の標準報酬月額は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、複数の同僚は、「標準報酬月額は年金事務所の記録に間違いはない。」と供述しているとともに、A 社の現在の担当者は、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に見合う保険料額を給与から控除していたと思う旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原

票の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたことを覚えているが、当該期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無い。しかしながら、年金事務所の記録では当該期間について脱退手当金を受給したとされている。

申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の前後 100 人中、脱退手当金の受給資格の要件を満たす者は 54 人で、このうち 40 人は脱退手当金の支給記録が確認できる上、この脱退手当金を支給されている者の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱手」印が確認できるところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票においてもこの「脱手」印が確認できる。

また、申立人は、子供のミルク代のために厚生年金を受給した記憶が有る旨供述しているところ、当該被保険者原票の記録から、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は申立人の長子出生日の約 1 か月前であることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月 29 日から 40 年 3 月 31 日まで
② 昭和 40 年 8 月 10 日から 42 年 4 月 22 日まで

私は、昭和 42 年 4 月に A 社を退職し、すぐに実家に帰り、同年 12 月には結婚した。

申立期間に係る脱退手当金が支給されたとされる昭和 42 年 8 月 17 日は実家に住んでいたと思うが、脱退手当金に関する通知を受けた記憶は無いし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社を管轄する社会保険事務所（当時）には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書等が保管されているところ、当該請求書には、昭和 42 年 8 月に小切手を送付した旨の押印が確認できる上、当該裁定請求書に記載されている「住所」欄には、申立人の実家の住所が記入されていること、当該書面には、小切手の送付先として当該住所地の最寄りの郵便局名が記されていること、及び申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、前述の脱退手当金裁定請求書の関係書類として保管されていた厚生年金保険被保険者記録（回答）によると、社会保険事務所は、申立人に係る脱退手当金の裁定のため、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録を社会保険庁年金保険部業務課（当時）に照会し、同課から回答を得たことが確認でき

る上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失から約4か月後に脱退手当金が支給されているなど、申立期間に係る脱退手当金の一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。